

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は、建学の精神に則り、豊かな教養と深い専門知識を有し、高い志のもと、社会に貢献し信頼される人材を養成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。

第2章 組 織

(学部・学科等の組織、教育研究上の目的及び学生定員)

第3条 本学に、次の学部及び学科を置き、それぞれの人材育成に関する目的を定める。

(1) 栄養学部

栄養学科

栄養学に関する知識と技能の修得を基盤として、それを現場で活用することができる実践能力に加えて、栄養を科学的・実証的に考究し、その成果を健康の増進や維持に活かすことのできる人材を育成する。

(2) 教育学部

教育学科

子どもの教育に関する知識と技能の修得を基盤として、それを現場で活用することができる実践能力に加えて、教育を科学的・実証的に考究し、その成果を子どもの健全な育成に活かすことのできる人材を育成する。

(3) 看護学部

看護学科

豊かな人間性と倫理観及び専門的知識と技能を基盤とした看護実践ができる看護職者の育成を目的とする。すなわち、看護に必要な科学的知識や技能を授け、人格を涵養し、看護の実践や応用を通して疾病の予防、治療、健康の保持・増進に貢献できる人材を育成する。

2 前項の学部及び学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
栄 養 学 部	栄 養 学 科	80 名	320 名
教 育 学 部	教 育 学 科	50 名	200 名
看 護 学 部	看 護 学 科	90 名	360 名

第3章 修業年限、学年、学期、及び休業日

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は4年とする。

(最長在学年限)

第5条 学生は8年を超えて在学することはできない。ただし、教授会の議を経て学長が所定の年限を越えて在学することもやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

- 2 再入学及び編入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。ただし、教授会の議を経て学長が所定の年限を越えて在学することもやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第5条の2 本学は、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する者があるときは、教授会の議を経て学長は長期履修学生として許可することがある。

- 2 長期履修学生に関する規程は、別に定める。

(学 年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律に定める休日
 - (4) 学園創立記念日(5月2日)
 - (5) 夏期、冬期、春期休業に関しては、別に定める本学の学年暦による。
- 2 学長が必要と認めたときは、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。
 - 3 学長が必要と認めたときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第4章 入 学

(入学の時期)

第9条 本学の入学は、毎学年始めとする。

- 2 前項にかかわらず、特別の必要があり、かつ教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の課程を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他、相当の年齢に達し、高等学校卒業者と同等以上の学力があると本学が認めた者

(入学の出願)

第11条 本学への入学を志願する者は、本学所定の入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定の期日までに願出しなければならない。

(入学者の選考)

第12条 前条の入学志願者については、別に定めるところによる選考を行い、教授会の議を経て学長が合格者を決定する。

(入学手続き及び入学許可)

第13条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに保証人連署の誓約書その他必要な書類を提出するとともに、所定の入学金等を納入しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第14条 保証人は、父母又は独立生計を営む成年者であって、当該学生在学中における一切の事項に関し連帯の責任を負うものとする。

- 2 保証人が死亡、又はその他の事由によって資格を失ったときは、新たに保証人を定めて届け出なければならない。

第5章 休学・退学・除籍及び留学

(休 学)

第15条 疾病その他やむを得ない事由により2ヵ月以上修学することができない者は、保証人連署のうえ、学長に休学を願い出ることができる。

- 2 疾病のため休学を願い出の場合は、医師の診断書を添えなければならない。
- 3 疾病等のため修学することが適当でないと認められる者には、学長は休学を命ずることができる。
- 4 休学した者は、その期間の授業及び試験を受けることができない。

(休学期間)

第16条 休学期間は、前期又は後期、あるいは1年度区分とする。ただし、特別の事由がある場合は、学長の許可を得て更に1年を限度として休学期間の延長ができる。

- 2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
- 3 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復 学)

第17条 休学者が復学を希望する場合は、保証人連署のうえ、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 疾病のため休学した者が復学を願い出の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(退 学)

第18条 退学しようとする者は、その事由を記し、保証人連署のうえ、学長の許可を得なければならない。

(除 籍)

第19条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。教授会は、学長の求めに応じ意見を述べることができる。

- (1) 授業料等納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第5条に定める在学年限を超えた者。ただし、学長が所定の年限を越えて在学することもやむを得ないと認めた者は除く
- (3) 第16条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

(留 学)

第20条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、在学年数に含めることができる。
- 3 留学に関する必要な事項は、別に定める。

第6章 再入学、編入学・転入学、転学、転学部・転学科等

(再入学)

第21条 本学に在学した者が再入学を志願する場合、学長は教授会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。

(編入学・転入学)

第22条 次の各号の一に該当する者で、本学への編入学又は転入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て相当年次に入学を学長が許可することができる。

- (1) 大学に1年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (3) 前2号に規定する者と同等以上の学力があると本学が認めた者
- 2 前項の規定により編入学又は転入学した場合の単位認定については、既修単位の一部又は全部について行う。
- 3 編入学、転入学に関する必要な事項は、別に定める。

(転学)

第23条 他の大学への転学を志望する者は、退学を願い出て、学長の許可を得なければならない。

(転学部・転学科等)

第24条 所属する学部学科等から他の学部学科等に転じることを志願する者に対して、学長がこれを許可する。教授会は、学長の求めに応じ意見を述べることができる。

第7章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第25条 授業科目の名称、単位数、年次配当及び履修方法は、別表第1に掲げるとおりとする。

- 2 授業科目は、講義、演習、実験、実習、実技により行う。

(授業期間)

第26条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第27条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算する。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、30時間をもって1単位とすることがある。
 - (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、15時間をもって1単位とすることがある。
 - (3) 実験・実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。
ただし、30時間又は40時間をもって1単位とすることがある。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の学修の成果を評価して単位を授与することが

適切と認められる授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の認定)

第 28 条 履修した授業科目の評価方法に応じて、合格を認めた者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第 29 条 授業科目の成績は、秀 (100～90 点)、優 (89～80 点)、良 (79～70 点)、可 (69～60 点) 及び不可 (60 点未満) をもってあらわし、秀、優、良及び可を合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 30 条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学した場合に準用する。

3 前 2 項の実施に関する必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 31 条 本学は、教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、前条により本学において修得したものとして認定する単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲で、単位を認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 32 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学入学以前に大学又は短期大学において修得した単位、及び短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修については、本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

2 前項により修得したものとみなし、また与えることのできる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて 60 単位を超えないものとする。

(資格の取得)

第 33 条 栄養学部栄養学科において、栄養士の免許授与の所要資格を取得しようとする者は、第 34 条の規定の中で、栄養士法及び栄養士法施行規則に定める科目の単位を修得しなければならない。

2 栄養学部栄養学科において、管理栄養士国家試験受験資格を取得しようとする者は、前項によるほか、管理栄養士学校指定規則に定める科目の単位を修得しなければならない。

3 各学部・学科において、教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、第 34 条の規定のほか、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定めるところにより、別表第 2 に定める科目の単位を修得しなければならない。

- 4 教育学部教育学科において、保育士の免許授与の所要資格を取得しようとする者は、第 34 条の規定の中で、児童福祉法施行規則に定める科目の単位を修得しなければならない。
- 5 看護学部看護学科において、卒業の認定を受けた者は、看護師の国家試験受験資格を取得することができる。
- 6 看護学部看護学科において、保健師国家試験受験資格及び助産師国家試験受験資格を取得しようとする者は、第 34 条の規定の中で、保健師助産師看護師法に定める科目の単位を修得しなければならない。

第 8 章 卒業及び学位

(卒 業)

第 34 条 本学に 4 年以上在学し、別表第 1 に定める単位数に従い、各学部・学科において合計 124 単位以上を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

(学 位)

第 35 条 卒業した者は、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

学 部	学科等	学 位
栄養学部	栄養学科	学士（栄養学）
教育学部	教育学科	学士（教育学）
看護学部	看護学科	学士（看護学）

第 9 章 職員組織

(職 員)

第 36 条 本学には、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。

- 2 本学には、前項のほか、副学長、学部長、学科長、講師及び技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(職 務)

第 37 条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- (2) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- (3) 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- (4) 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。
- (5) 教授、准教授及び助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (6) 助手はその所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(7) 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

(名誉教授及び客員教授)

第 38 条 本学は、名誉教授及び客員教授の称号を授与することができる。必要な事項は、別に定める。

第 10 章 教授会

(設置及び組織)

第 39 条 本学の各学部には、教育研究に関する事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 教授会の組織には、当該学部の准教授その他の職員を加えることができる。
- 3 その他、教授会に関する必要な事項は、別に定める。

第 11 章 大学協議会

(設置及び構成)

第 40 条 本学に関する重要事項について審議する機関として大学協議会を置く。

- 2 大学協議会に関する必要な事項は、別に定める。

第 12 章 賞 罰

(表 彰)

第 41 条 本学の学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰することができる。

(懲 戒)

第 42 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、退学、90 日以下の停学又は訓告のいずれかとする。
- 3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力が極めて劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な事由がなく出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 13 章 科目等履修生、単位互換履修生、聴講生、特別聴講生、特別履修生、 研修員及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 43 条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て科目等履修生として学長が履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生として所定の授業科目を修め、試験を合格した者には、所定の単位を認

定する。

- 3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(単位互換履修生)

第 44 条 他の大学又は短期大学の学生で、大学間もしくは複数の大学との間の協定に基づき、特定の授業科目を定め履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て単位互換履修生として学長が履修を許可することがある。

- 2 単位互換履修生として所定の授業科目を修め、試験を合格した者には、所定の単位を認定する。

- 3 単位互換履修生に関する規程は、別に定める。

(聴講生)

第 45 条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て学長が聴講を許可することがある。

- 2 聴講生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講生)

第 46 条 本学と教学に関する協定のある高等学校の生徒で、当該高等学校の推薦のある者が特定の授業科目について聴講を希望するときは、本学の教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て学長が特別聴講生として聴講を許可することがある。

- 2 特別聴講生に関する規程は、別に定める。

(特別履修生)

第 46 条の 2 本学と教学に関する協定のある高等学校の生徒で、当該高等学校の推薦のある者が本学の一又は複数の授業科目について履修を希望するときは、本学の教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て学長が特別履修生として履修を許可することがある。

- 2 特別履修生に関する規程は、別に定める。

(研修員)

第 46 条の 3 本学の学生以外の者で、特定の指導教員のもとで当該研究課題の研修を志願する場合、本学の教育・研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て学長が研修員として研修を許可することがある。

- 2 研修員に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第 47 条 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第 14 章 学費等納付金

(入学検定料)

第 48 条 入学検定料は 30,000 円とする。

2 金蘭会高等学校の卒業生に対する入学検定料は、別に定める。

(入学金及び納付金)

第 49 条 学生は次表に定める入学金、授業料その他の納付金を納入しなければならない。

(円)

	栄養学部	教育学部	看護学部
	栄養学科	教育学科	看護学科
入学金	200,000	200,000	200,000
授業料	800,000	800,000	1,020,000
教育充実費	380,000	300,000	360,000
実験実習費	180,000	100,000	300,000

2 一旦納入した授業料等納付金はその事由の如何にかかわらず返還しない。ただし、入学手続き時に限り、別に定める規定により授業料等納付金を返還することがある。

3 第 1 項に定める授業料等納付金のほかに、履修する科目等により必要な費用を徴収することがある。

4 休学期間中の授業料等納付金は、徴収しない。ただし、休学期間中の在籍料は、別に定める。

5 修業年限を超えて在学している者の在籍料は、別に定める。

6 金蘭会高等学校の卒業生に対する入学金は、別に定める。

(納入期日等)

第 50 条 授業料等納付金の納入期日は、別に定める。

(納付金の分納・延納)

第 51 条 授業料等納付金の納入は、所定の手続きを経て分納又は延納することができる。

2 分納及び延納に関する必要な事項は、別に定める。

(授業料等納付金の完納)

第 52 条 授業料等納付金を滞納している者の単位は認定しない。

(退学及び停学の場合の授業料等納付金)

第 53 条 停学期間中の授業料等納付金は全額徴収する。

2 前期又は後期途中で退学し除籍された者の、該当期分の授業料等納付金は全学徴収する。

(授業料の減免措置)

第 54 条 経済的事由によって授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部もしくは一部を免除す

ることがある。

- 2 授業料の免除に関する必要な事項は、別に定める。

第15章 附属施設

(図書館)

第55条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館に関する規則は、別に定める。

(学修・キャリア総合支援センター)

第56条 本学に学修・キャリア総合支援センターを置く。

- 2 学修・キャリア総合支援センターに関する規則は、別に定める。

(研究推進・社会連携センター)

第56条の2 本学に研究推進・社会連携センターを置く。

- 2 研究推進・社会連携センターに関する規則は、別に定める。

(教育研究施設)

第57条 本学には、前3条の他に必要な教育研究施設を置くことができる。

- 2 各教育研究施設に関する規則は、別に定める。

(学生寮)

第58条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮に関する規則は、別に定める。

(厚生施設)

第59条 本学は、健康管理室等必要な厚生施設を置く。

第16章 奨学制度

(奨学制度)

第60条 本学に給費の奨学制度を置く。

- 2 奨学制度に関する必要な事項は、別に定める。

第17章 特別の課程

(特別の課程)

第61条 学長は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 本学の学生が前項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めるときは、当該課程を履修させることができる。
- 3 特別の課程に関する規程は、別に定める。

第18章 公開講座

(公開講座)

第 62 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する規程は、別に定める。

第 19 章 改 正

(改 正)

第 63 条 本学則の改正は、各教授会及び大学協議会の議を経て、学長が行う。ただし、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

1. この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から改正施行する。ただし、第 25 条別表第 1-1、1-2 については、平成 15 年度入学生より適用する。第 25 条別表第 1-4-1 については、平成 16 年度入学生より適用する。
2. 生活科学部食物栄養学科における教育職員免許状授与の所要資格取得に関する第 25 条別表第 1-1、1-2、第 33 条別表第 2-2-5、2-2-6、2-2-7 については、平成 15 年度入学生より適用する。
3. 人間社会学部人間社会学科における教育職員免許状授与の所要資格取得に関する第 25 条別表第 1-4-1、第 33 条別表第 2-2-1、2-2-2 (3)、2-2-2 (4)、2-2-3、2-2-4 については、平成 16 年度入学生より適用する。
4. 第 33 条第 5 項における別表第 2-3 については、平成 16 年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

1. この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から改正施行する。
2. 平成 20 年 4 月 1 日から人間社会学部人間社会学科及び情報社会学科の学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。

附 則

1. この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から改正施行する。
2. 平成 21 年 4 月 1 日から現代社会学部現代社会学科の学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から改正施行する。ただし、平成 22 年度以前の入学生については、本改正に関わらず、従前の学則によるものとする。

附 則

1. この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から改正施行する。ただし、平成 23 年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、従前の学則によるものとする。
2. 第 46 条の 3 の規定については、平成 23 年 5 月 10 日から適用する。

附 則

1. この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から改正施行する。
2. 平成 24 年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、従前の学則によるものとする。ただし第 49 条第 3 項については、平成 23 年度から適用する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

1. この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。
2. 平成 24 年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、従前の学則によるものとする。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は、令和 4（2022）年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は、令和 5（2023）年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は、令和 6（2024）年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は、令和 7（2025）年 4 月 1 日から改正施行する。

別表第1 (第25条関係)

別表第1-1 教養教育科目 (栄養学部)

区分		科目名	単位		配当年次	履修方法	
			必修	選択			
教養教育科目	初年次教育	持続可能社会論	2		1	8 単位以上	20 単位以上
		スタディスキルズ	2		1		
		情報機器の操作Ⅰ	1		1		
		情報機器の操作Ⅱ	1		1		
		基礎数学		2	1		
		基礎化学		2	1		
		基礎生物		2	1		
	就業力育成	日本語読解・表現		2	1・2・3・4	2 単位以上	
		法律と経済		2	1・2・3・4		
		ソーシャルマナー		2	1・2・3・4		
		キャリアデザイン		2	2・3・4		
		インターンシップ		2	2・3・4		
	リベラルアーツ	茶道		2	1・2・3・4	2 単位以上	
		書道		2	1・2・3・4		
		音楽		2	1・2・3・4		
		美術		2	1・2・3・4		
		リベラルアーツ演習		2	1・2・3・4		
		文学		2	1・2・3・4		
		哲学		2	1・2・3・4		
		ジェンダー・ダイバーシティ論		2	1・2・3・4		
		共生社会と人権		2	1・2・3・4		
		日本国憲法		2	1・2・3・4		
	健康科学	健康総論		2	1・2・3・4	2 単位以上	
		健康スポーツ実習A		1	1・2・3・4		
		健康スポーツ実習B		1	1・2・3・4		
		こころと健康		2	1・2・3・4		
	外国語	総合英語A		1	1・2・3・4	2 単位以上	
		総合英語B		1	1・2・3・4		
		英語コミュニケーションA		1	1・2・3・4		
		英語コミュニケーションB		1	1・2・3・4		
英語コミュニケーションC			1	2・3・4			
英語コミュニケーションD			1	2・3・4			
英語コミュニケーションE			2	1・2・3・4			
ハングルⅠ			1	1・2・3・4			
ハングルⅡ			1	1・2・3・4			
中国語Ⅰ			1	1・2・3・4			
中国語Ⅱ			1	1・2・3・4			

別表第1（第25条関係）

別表第1－2 栄養学部 栄養学科 専門教育科目

		科目名	単位		配当年次		履修方法		
			必修	選択			卒業要件	管理栄養士	栄養士
専 門 基 礎 分 野	基礎分野	基礎ゼミA	1		1	前期	4 単位 以上 基礎 分野		
		基礎ゼミB	1		1	後期			
		フードサイエンスのための化学		2	1	前期			
		栄養学のための生物		2	1	前期			
		国際栄養概論		2	1	前期			
	社会環境と健康	公衆衛生学Ⅰ	2		1	後期	専門基礎分野及び専門分野72単位以上	○	○
		公衆衛生学Ⅱ	2		2	前期		○	○
		社会福祉論		2	2	前期		○	
		公衆衛生学実習		1	2	後期		○	
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	解剖学	2		1	前期		○	○
		生理学	2		1	後期		○	○
		解剖生理学実験	1		1	後期		○	○
		生化学	2		1	後期		○	○
		栄養生化学	2		2	前期		○	○
		生化学実験		1	2	前期		○	
		病理学Ⅰ		2	1	後期		○	
		病理学Ⅱ		2	2	前期		○	
		病理学実験		1	2	前期		○	
		臨床医学Ⅰ		2	3	前期		○	
		臨床医学Ⅱ		2	3	後期			
	食べ物と健康	食品学Ⅰ	2		1	前期		○	○
		食品学Ⅱ	2		1	後期		○	○
		食品化学実験Ⅰ	1		1	前期		○	○
		食品化学実験Ⅱ	1		1	後期		○	○
		食品衛生学	2		2	前期		○	○
		食品衛生学実験	1		2	後期		○	○
		調理学	2		1	前期		○	○
		調理学実習Ⅰ	1		1	前期		○	○
		調理学実習Ⅱ	1		1	後期		○	○
		調理学実習Ⅲ	1		1	後期		○	○
	基礎栄養学	基礎栄養学	2		2	前期		○	○
		基礎栄養学実験	1		2	後期		○	○
	応用栄養学	応用栄養学Ⅰ	2		2	前期		○	○
		応用栄養学Ⅱ	2		2	後期		○	○
		応用栄養学演習		2	2	後期		○	
		応用栄養学実習	1		3	前期		○	○
								○	○
	栄養教育論	栄養教育論Ⅰ	2		2	前期		○	○
		栄養教育論Ⅱ	2		2	後期		○	○
		栄養教育論演習		2	3	前期		○	
		栄養教育論実習	1		3	後期		○	○
	臨床栄養学	臨床栄養学Ⅰ	2		2	後期		○	○
		臨床栄養学Ⅱ		2	3	前期		○	
		臨床栄養学Ⅲ		2	3	後期		○	
		臨床栄養学実習Ⅰ	1		3	前期		○	○
		臨床栄養学実習Ⅱ		1	3	後期		○	
		臨床栄養学演習		2	3	後期		○	
								○	
	公衆栄養学	公衆栄養学Ⅰ	2		2	後期		○	○
		公衆栄養学Ⅱ		2	3	前期		○	
		公衆栄養学実習		1	3	後期		○	
	給食経営管理論	給食経営管理論Ⅰ	2		2	前期		○	○
		給食経営管理論Ⅱ		2	2	後期		○	
		給食経営管理実習	1		3	後期		○	○
		給食経営計画論実習	1		3	前期		○	○
	総合演習	総合演習Ⅰ	1		3	後期		○	
		総合演習Ⅱ		1	4	前期		○	
		特別演習		4	4	通年			
	臨地実習	臨地実習(臨床栄養学)		2	3	後期		○	
		臨地実習(公衆栄養学)		1	4	前期		○	
		臨地実習(給食経営管理)	1		3	後期		○	○

別表第1 (第25条関係)

別表第1-2 栄養学部 栄養学科 専門教育科目

			科目名	単位		配当年次		履修方法		
				必修	選択			卒業要件	管理栄養士	栄養士
専門教育科目	関連分野	医療系	免疫学		2	3	後期	関連分野より12単位以上		
			老年医学		2	4	前期			
			看護・介護概論		2	3	後期			
			微生物学		2	3	前期			
			微生物学実験		1	3	前期			
			生活健康論		2	3	後期			
			くらしとバイオテクノロジー		2	3	後期			
		食品系	食品官能評価・鑑別演習		1	2	後期			
			食品加工学		2	3	後期			
			食品加工学実験		1	4	前期			
			食品機能論		2	3	後期			
			食品評価論		2	3	前期			
			フードコーディネート論		2	3	前期			
			フードスペシャリスト論		2	3	後期			
		食文化系	異文化コミュニケーションA		1	1	後期			
			異文化コミュニケーションB		1	2	前期			
			異文化コミュニケーションC		1	2	後期			
			比較食文化論		2	2	後期			
			食物栄養インターンシップ		1	2	前期			
			フードビジネス論		2	3	前期			
			国際調理学実習		1	3	後期			
	保健福祉系	疫学入門		2	3	前期				
		育児学		2	4	後期				
		スポーツ栄養学		2	3	前期				
		発達心理学		2	3	前期				
		地域保健計画論		2	4	後期				
		栄養カウンセリング論		2	4	前期				
		学校栄養教育Ⅰ		2	3	前期				
		学校栄養教育Ⅱ		2	3	後期				
	発展ゼミ	実践ゼミA		1	2	集中				
		実践ゼミB		1	3	集中				
		卒業研究ゼミ		4	4	通年				
卒業要件 124単位以上										

管理栄養士受験資格及び栄養士資格を取得する場合は、○印を付した科目を履修しなければならない。

卒業要件単位

1. 教養教育科目及び専門教育科目より、合計124単位以上を修得しなければならない。
2. 教養教育科目については、20単位以上修得しなければならない。
上記の20単位には、「初年次教育」の科目区分より必修6単位を含む8単位以上、「就業力育成」「リベラルアーツ」「健康科学」「外国語」の科目区分より、それぞれ2単位以上を含めなければならない。
また、他学科開講科目及び大学コンソーシアム大阪単位互換科目を4単位まで含めることができる。
3. 専門教育科目については、88単位以上修得しなければならない。
上記の88単位には、「基礎分野」4単位以上、「専門基礎分野」及び「専門分野」より72単位以上、「関連分野」より12単位以上を含めなければならない。

別表第 1 (第 2 5 条関係)

別表第 1 - 3 教養教育科目 (教育学部)

区分		科目名	単位		配当年次	履修方法	
			必修	選択			
教養教育科目	初年次教育	持続可能社会論	2		1	8 単位以上	2 4 単位以上
		スタディスキルズ	2		1		
		情報機器の操作Ⅰ	1		1		
		情報機器の操作Ⅱ	1		1		
		基礎数学		2	1		
		基礎化学		2	1		
		基礎生物		2	1		
	就業力育成	日本語読解・表現		2	1・2・3・4	2 単位以上	
		法律と経済		2	1・2・3・4		
		ソーシャルマナー		2	1・2・3・4		
		キャリアデザイン		2	2・3・4		
		インターンシップ		2	2・3・4		
	リベラルアーツ	茶道		2	1・2・3・4	2 単位以上	
		書道		2	1・2・3・4		
		音楽		2	1・2・3・4		
		美術		2	1・2・3・4		
		リベラルアーツ演習		2	1・2・3・4		
		文学		2	1・2・3・4		
		哲学		2	1・2・3・4		
		ジェンダー・ダイバーシティ論		2	1・2・3・4		
		共生社会と人権		2	1・2・3・4		
		日本国憲法	2		1・2・3・4		
	健康科学	健康総論		2	1・2・3・4	2 単位以上	
		健康スポーツ	2		1		
		こころと健康		2	1・2・3・4		
	外国語	総合英語A		1	1・2・3・4	2 単位以上	
		総合英語B		1	1・2・3・4		
		英語コミュニケーションA	1		1・2・3・4		
		英語コミュニケーションB	1		1・2・3・4		
		英語コミュニケーションC		1	2・3・4		
		英語コミュニケーションD		1	2・3・4		
		英語コミュニケーションE		2	1・2・3・4		
		ハングルⅠ		1	1・2・3・4		
		ハングルⅡ		1	1・2・3・4		
		中国語Ⅰ		1	1・2・3・4		
		中国語Ⅱ		1	1・2・3・4		

別表第1 (第25条関係)

別表第1-4 教育学部 教育学科 専門教育科目

区分		科目名	単位		配当 年次	履修方法
			必修	選択		
専門教育科目	基礎科目	教育原理	2		1	<基礎科目> 必修科目を含む15単位以上
		教師論	2		2	
		発達心理学	2		1	
		特別支援教育	2		2	
		教育の方法と技術(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)	2		2	
		保育内容(総論)		2	1	
		音楽表現Ⅰ		1	1	
		音楽表現Ⅱ		1	1	
		造形表現Ⅰ		1	1	
		造形表現Ⅱ		1	1	
	保育基礎	器楽演習Ⅰ	1		1	
		器楽演習Ⅱ		1	1	
		子ども家庭福祉	2		1	
		保育原理Ⅰ	2		1	
		子どもの保健		2	1	
	基礎科目	教育心理学		2	1	<基幹科目> 「小学校」「幼稚園」「保育」から48 単位以上
		教育課程論		2	2	
		教育制度論		2	3	
		教育相談		2	2	
		生徒指導・進路指導		2	3	
		道徳教育指導論		2	2	
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2	3	
		児童算数		2	2	
		児童国語		2	1	
		児童生活		2	2	
		児童社会		2	2	
		児童理科		2	1	
		児童家庭		2	2	
		子ども音楽		2	2	
		子ども造形		2	2	
		子どもスポーツ		2	2	
		子ども英語		2	2	
		国語科教育法		2	2	
		社会科教育法		2	2	
		算数科教育法		2	2	
		理科教育法		2	2	
		生活科教育法		2	3	
		音楽科教育法		2	3	
		図画工作科教育法		2	3	
		家庭科教育法		2	3	
		体育科教育法		2	3	
		英語科教育法		2	3	
	幼稚園(保育含む)	子ども理解と教育相談		2	2	
		幼児と健康		1	1	
		幼児と人間関係		1	2	
		幼児と環境		1	2	
		幼児と言葉		1	2	
		幼児と表現		1	2	
		保育内容(健康)		2	2	
		保育内容(言葉)		2	2	
		保育内容(人間関係)		2	2	
		保育内容(環境)		2	3	
		保育内容(表現)		2	3	

別表第1 (第25条関係)

別表第1-4 教育学部 教育学科 専門教育科目

区分			科目名	単位		配当 年次	履修方法	
				必修	選択			
専門教育科目	基幹科目	保育	社会福祉論		2	2	「小学校」 「幼稚園」「保育」から48 単位以上	
			社会的養護Ⅰ		2	2		
			子どもの理解と援助		1	2		
			保育の計画と評価		2	2		
			乳児保育Ⅰ		2	2		
			乳児保育Ⅱ		2	2		
			障がい児保育		2	2		
			子ども家庭支援論		2	3		
			子ども家庭支援の心理学		2	3		
			子どもの食と栄養		2	3		
			子どもの健康と安全		1	3		
			社会的養護Ⅱ		1	3		
			子育て支援		1	3		
			保育者論		2	4		
	展開科目	保幼関連科目	生活健康論		2	3	＜展開科目＞ 「保幼関連科目」 「実習・実践演習科目」 から8単位以上	
			食育指導論		2	3		
			食育実践論		2	3		
			国際子ども支援学		2	3		
			子どもとメディア		2	3		
			子ども臨床心理学		2	3		
			小児看護学概論		2	3		
			子ども音楽実践演習		1	3		
			保育原理Ⅱ		2	4		
			総合表現		2	2		
		実習・実践演習科目	子ども地域活動Ⅰ	1		1		
			子ども地域活動Ⅱ	1		1		
			子どもインターンシップ		1	2		
			子ども地域ボランティア		1	1		
			海外インターンシップ		2	2		
			介護等体験実習		1	2		
			保育実習ⅠA（保育所）		2	3		
			保育実習ⅠB（施設）		2	3		
			保育実習指導ⅠA（保育所）		1	3		
			保育実習指導ⅠB（施設）		1	3		
			保育実習Ⅱ		2	3		
			保育実習指導Ⅱ		1	3		
			保育実習Ⅲ		2	4		
			保育実習指導Ⅲ		1	4		
			教育実習A		5	4		
			教育実習B		5	3		
			保育・教職実践演習（幼稚園）		2	4		
			教職実践演習（幼・小）		2	4		
		総合演習科目	基礎ゼミⅠ	1		1		＜総合演習科目＞ 10単位必修
			基礎ゼミⅡ	1		1		
			応用ゼミⅠ	1		2		
			応用ゼミⅡ	1		2		
	発展ゼミⅠ		1		3			
	発展ゼミⅡ		1		3			
	卒業研究		4		4			

別表第1 (第25条関係)

別表第1-4 教育学部 教育学科 専門教育科目

区分		科目名	単位		配当 年次	履修方法
			必修	選択		
専門 教育 科目	関連科目	キャリア演習A		1	2	
		キャリア演習B		1	2	
		キャリア演習C		1	3	
		キャリア演習D		1	3	
		キャリア演習E		1	4	
卒業要件 1 2 4 単位以上						

卒業要件単位

1. 教養教育科目及び専門教育科目より、合計 1 2 4 単位以上を修得しなければならない。
2. 教養教育科目については、2 4 単位以上修得しなければならない。
上記の 2 4 単位には、「初年次教育」の科目区分より必修 6 単位を含む 8 単位以上、「就業力育成」「リベラルアーツ」「健康科学」「外国語」の科目区分より、それぞれ 2 単位以上を含め、尚且つ「日本国憲法」「健康スポーツ」「英語コミュニケーションA」「英語コミュニケーションB」の科目を含めて修得しなければならない。
また、他学科開講科目及び大学コンソーシアム大阪単位互換科目を 4 単位まで含めることができる。
3. 専門教育科目については、9 2 単位以上修得しなければならない。
上記の 9 2 単位には、「基礎科目」1 5 単位以上、「基幹科目」4 8 単位以上、「展開科目」8 単位以上、「総合演習科目」1 0 単位を含めなければならない。

別表第1 (第25条関係)

別表第1-5 教養教育科目 (看護学部)

区分		科目名	単位		配当年次	履修方法	
			必修	選択			
教養教育科目	初年次教育	持続可能社会論	2		1	8 単位以上	20 単位以上
		スタディスキルズ	2		1		
		情報機器の操作Ⅰ	1		1		
		情報機器の操作Ⅱ	1		1		
		基礎数学		2	1		
		基礎化学		2	1		
		基礎生物		2	1		
	就業力育成	日本語読解・表現		2	1・2・3・4	2 単位以上	
		法律と経済		2	1・2・3・4		
		ソーシャルマナー		2	1・2・3・4		
		キャリアデザイン		2	2・3・4		
		インターンシップ		2	2・3・4		
	リベラルアーツ	茶道		2	1・2・3・4	2 単位以上	
		書道		2	1・2・3・4		
		音楽		2	1・2・3・4		
		美術		2	1・2・3・4		
		リベラルアーツ演習		2	1・2・3・4		
		文学		2	1・2・3・4		
		哲学		2	1・2・3・4		
		ジェンダー・ダイバーシティ論		2	1・2・3・4		
		共生社会と人権		2	1・2・3・4		
		日本国憲法		2	1・2・3・4		
	健康科学	健康総論		2	1・2・3・4	2 単位以上	
		健康スポーツ実習A		1	1・2・3・4		
		健康スポーツ実習B		1	1・2・3・4		
		こころと健康		2	1・2・3・4		
	外国語	総合英語A		1	1・2・3・4	2 単位以上	
		総合英語B		1	1・2・3・4		
		英語コミュニケーションA		1	1・2・3・4		
		英語コミュニケーションB		1	1・2・3・4		
		英語コミュニケーションC		1	2・3・4		
		英語コミュニケーションD		1	2・3・4		
		英語コミュニケーションE		2	1・2・3・4		
		ハングルⅠ		1	1・2・3・4		
		ハングルⅡ		1	1・2・3・4		
		中国語Ⅰ		1	1・2・3・4		
		中国語Ⅱ		1	1・2・3・4		

別表第1（第25条関係）

別表第1－6 看護学部 看護学科 専門教育科目

区分		科目名	単位		配当年次	履修方法				
			必修	選択						
専門教育科目	専門基礎分野	生命と科学	解剖生理学Ⅰ	2		1	2 6 単位以上	(専門教育科目) 9 9 単位以上		
			解剖生理学Ⅱ	2		1				
			解剖生理学演習	2		1				
			フィジカルアセスメント	1		2				
			栄養学	2		2				
			生化学・人類遺伝学	1		1				
		健康と疾病	病原微生物学	2		1				
			病理病態学	2		2				
			臨床薬理学	2		2				
			保健統計学	2		2				
			疫学	△ ※	2	2				
			社会と保健・福祉	看護情報学演習	1				2	
		発達心理学		2		1				
		健康社会学		※	2	2				
		保健医療福祉行政論		2		2				
		公衆衛生学		△ ※	1	3				
		国際保健学		1		1				
		専門分野	基礎看護学	看護学概論	2				1	必修 5 4 単位
				看護技術論	2				1	
				基礎看護技術演習Ⅰ	2				1	
				基礎看護技術演習Ⅱ	2				2	
	基礎看護技術演習Ⅲ			2		2				
	基礎看護学実習Ⅰ			1		1				
	基礎看護学実習Ⅱ			2		2				
	地域・在宅看護学		地域・在宅看護学概論	2		2				
			地域・在宅看護援助論	1		2				
			地域・在宅看護援助論演習	1		3				
			地域・在宅看護学実習	2		3				
	成人看護学		成人保健医療学演習Ⅰ	1		2				
			成人保健医療学演習Ⅱ	1		2				
			成人看護対象論	2		2				
			慢性看護援助論演習	1		3				
			クリティカルケア看護援助論演習	1		3				
			慢性看護学実習	2		3				
			クリティカルケア看護学実習	3		3				
	老年看護学		老年保健医療学演習	1		2				
			老年看護対象論	2		2				
			老年看護援助論演習	1		3				
			老年看護学実習	2		3				
	小児看護学		小児保健医療学演習	1		2				
			小児看護対象論	2		2				
			小児看護援助論演習	1		3				
			小児看護学実習	2		3				
	母性看護学		母性保健医療学演習	1		2				
			母性看護対象論	2		2				
			母性看護援助論演習	1		3				
			母性看護学実習	2		3				
	精神看護学	精神保健医療学演習	1		2					
		精神看護対象論	2		2					
		精神看護援助論演習	1		3					
		精神看護学実習	2		3					

別表第1（第25条関係）

別表第1－6 看護学部 看護学科 専門教育科目

区分		科目名	単位		配当年次	履修方法		
			必修	選択				
専門教育科目	専門分野	看護の統合・実践	早期体験実習	2		1	必修 1 4 単位	(専門教育科目) 9 9 単位以上
			総合看護学実習	2		4		
			広域看護学実習	1		2		
			看護倫理	1		4		
			災害看護論	1		4		
			看護管理論	1		3		
			救命救急学演習	1		3		
			看護研究方法論	1		3		
			看護研究	2		4		
			看護ゼミナールⅠ	1		1		
			看護ゼミナールⅣ	1		4		
			看護ゼミナールⅡ		1	2	選択 2 単位以上	
			看護ゼミナールⅢ		1	3		
			臨床看護技術論		1	4		
			感染看護論		1	4		
			移植看護論		1	4		
			看護英語		1	4		
	専門展開科目	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	2		1		
			公衆衛生看護学活動論Ⅰ	1		2		
			公衆衛生看護学方法論※		2	2		
			公衆衛生看護学方法論演習Ⅰ※		2	3		
			公衆衛生看護学活動論Ⅱ※		2	3		
			公衆衛生看護学方法論演習Ⅱ※		1	4		
			公衆衛生看護学活動論Ⅲ※		1	4		
			公衆衛生看護学管理論※		1	4		
			公衆衛生看護学実習※		5	4		
		助産学	周産期医学Ⅰ		2	3	(助産師国家試験 受験資格取得者は 必修)	
			周産期医学Ⅱ		2	3		
			助産学概論		2	2		
			地域母子保健		2	3		
			助産診断技術学Ⅰ		2	3		
			助産診断技術学Ⅱ		2	3		
			助産診断技術学Ⅲ		2	4		
			助産管理論		2	4		
			助産診断技術学演習		4	4		
		助産学実習		11	4			
		学校保健看護学	学校保健△※		2	2	(養護教諭課程履 修者は必修)	
			養護概論△		2	2		
			健康相談△		2	3		
卒業要件 1 2 4 単位以上								

※印の科目は保健師国家試験受験資格の必修科目

△印の科目は養護教諭課程の必修科目

卒業要件単位

1. 教養教育科目及び専門教育科目より、合計124単位以上を修得しなければならない。区分に関係なく履修することができる5単位を含む。
2. 教養教育科目については、20単位以上修得しなければならない。
上記の20単位には、「初年次教育」の科目区分より必修6単位を含む8単位以上、「就業力育成」「リベラルアーツ」「健康科学」「外国語」の科目区分より、それぞれ2単位以上を含めなければならない。
また、他学科科目及び大学コンソーシアム大阪単位互換科目を4単位まで含めることができる。
3. 専門教育科目については、99単位以上修得しなければならない。
上記の99単位には、「専門基礎分野」の必修24単位を含む26単位以上、「専門分野」の必修68単位を含む70単位以上、「専門展開科目（公衆衛生看護学）」より必修3単位を含めなければならない。

別表第2 (第33条関係)

別表第2-1-1 教育の基礎的理解に関する科目等(栄養学部栄養学科)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目区分等				
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	授業科目	単位		配当年次	履修方法
				必修	選択		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原理(養栄)	2		1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論	2		2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育制度論(養栄)	2		2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学(養栄)		2	2	1科目2単位 選択必修 ※栄養学部栄養学科開設科目
			発達心理学 ※		2	3	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育(養栄)	1		2	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論(養栄)	2		2	
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容	6	道徳・特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		2	
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育の方法と技術(養栄)	2		3	
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導	2		3	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談(養栄)	2		3	
教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	栄養教育実習	2		4	
	教職実践演習	2	教職実践演習(栄養教諭)	2		4	
法定最低修得単位数 18単位			必修科目を含む23単位以上				

< 備 考 >

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる)
2. 教育の基礎的理解に関する科目等については、本学で開講する必修科目を含む23単位以上を修得しなければならない。
3. 教育の基礎的理解に関する科目等の修得単位は、卒業認定の単位には加算されない。但し、学科に開設している科目は、卒業認定の単位に加算される。

別表第2 (第33条関係)

別表第2-1-2 栄養に係る教育に関する科目 (栄養学部栄養学科)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等				
科目	科目区分	授業科目	単位		配当年次	履修方法
			必修	選択		
栄養に係る教育に関する科目	・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項	学校栄養教育Ⅰ	2		3	
	・食生活に関する歴史的及び文化的事項					
	・食に関する指導の方法に関する事項	学校栄養教育Ⅱ	2		3	
法定最低修得単位数 4単位		必修科目4単位				

< 備考 >

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる)
2. 栄養に係る教育に関する科目については、本学で開講する必修科目2科目4単位を修得しなければならない。

別表第2 (第33条関係)

別表第2-1-3 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 (栄養学部栄養学科)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等				
科目	単位	授業科目	単位		配当年次	履修方法
			必修	選択		
日本国憲法	2	日本国憲法	2		1・2・3・4	
体育	2	健康スポーツ実習A	1		1・2・3・4	
		健康スポーツ実習B	1		1・2・3・4	
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションA	1		1・2・3・4	
		英語コミュニケーションB	1		1・2・3・4	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	2	情報機器の操作Ⅰ	1		1	
		情報機器の操作Ⅱ	1		1	
法定最低修得単位数 8単位		必修科目8単位				

< 備考 >

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる)
2. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目については、本学で開講する必修科目8単位を修得しなければならない。

別表第2 (第33条関係)

別表第2-1-4 教育の基礎的理解に関する科目等：幼稚園教諭一種

(教育学部教育学科)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目区分等				
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	授業科目	単位		配当年次	履修方法
				必	選		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教師論	2		2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論	2		3	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学	2		1	
			教育心理学		2	1	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	2		2	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	教育の方法と技術（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2		2	
	幼児理解の理論及び方法		子ども理解と教育相談	2		2	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習 A（幼稚園） （事前事後指導1単位を含む）		5	4	5単位 選択必修
			教育実習 B（小学校） （事前事後指導1単位を含む）		5	3	
	教職実践演習	2	教職実践演習（幼・小）		2	4	2単位 選択必修
			保育・教職実践演習（幼稚園）		2	4	
法定最低修得単位数21単位			必修科目を含む23単位以上				

＜ 備 考 ＞

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。（卒業要件の必修とは異なる）
2. 教職の基礎的理解に関する科目等のうち、法定最低修得単位数（幼稚園教諭21単位）を超えて履修した科目については、「大学が独自に設定する科目」の単位に算入される。

別表第2 (第33条関係)

別表第2-1-5 教育の基礎的理解に関する科目等：小学校教諭一種

(教育学部教育学科)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目区分等			
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	授業科目	単位		履修方法
				必	選	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		1
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教師論	2		2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論	2		3
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学	2		1
			教育心理学		2	1
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	2		2
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育指導論	2		2
	総合的な学習の時間の指導法		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		3
	特別活動の指導法					
	教育の方法及び技術		教育の方法と技術（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2		2
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導・進路指導	2		3
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習 A（幼稚園） （事前事後指導1単位を含む）		5	4
			教育実習 B（小学校） （事前事後指導1単位を含む）		5	3
	教職実践演習	2	教職実践演習（幼・小）	2		4
法定最低修得単位数27単位			必修科目を含む29単位以上			

< 備 考 >

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。（卒業要件の必修とは異なる）
2. 教職の基礎的理解に関する科目等のうち、法定最低修得単位数（小学校教諭27単位）を超えて履修した科目については、「大学が独自に設定する科目」の単位に算入される。

別表第2 (第33条関係)

別表第2-1-6 教科及び教科の指導法に関する科目：小学校教諭一種
(教育学部 教育学科)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等				本学で開講している科目区分等				
科目区分		各科目に含めることが必要な事項	単位	授業科目	単位		配当年次	履修方法
					必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語（書写を含む）	10	児童国語		2	1	選択科目 5科目 10単位以上 を修得
		社会			2	2		
		算数			2	2		
		理科			2	1		
		生活			2	2		
		音楽			2	2		
		図画工作			2	2		
		家庭			2	2		
		体育			2	2		
		外国語			2	2		
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	国語（書写を含む）	20	国語科教育法	2		2	
		社会		2		2		
		算数		2		2		
		理科		2		2		
		生活		2		3		
		音楽		2		3		
		図画工作		2		3		
		家庭		2		3		
		体育		2		3		
		外国語			2		3	
法定最低修得単位数 30単位				必修科目を含む30単位以上				

< 備考 >

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。（卒業要件の必修とは異なる）
2. 教科及び教科の指導法に関する科目については、教科に関する専門的事項の選択科目5科目10単位以上及び各教科の指導法の必修科目10科目20単位について、あわせて30単位以上を修得しなければならない。
3. 教科及び教科の指導法に関する科目のうち、法定最低修得単位数30単位を超えて履修した科目については、「大学が独自に設定する科目」の単位に算入される。

別表第2 (第33条関係)

別表第2-1-7 領域及び保育内容の指導法に関する科目：幼稚園教諭一種
(教育学部 教育学科)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等				本学で開講している科目区分等				
科目区分		各科目に含めることが必要な事項	単位	授業科目	単位		配当年次	履修方法
					必修	選択		
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域専門的関心事	健康	16	幼児と健康		1	1	2科目 2単位以上を修得
		人間関係			1	2		
		環境			1	2		
		言葉			1	2		
		表現			1	2		
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	保育内容（総論）		2		1		
		保育内容（健康）		2		2		
		保育内容（言葉）		2		2		
		保育内容（人間関係）		2		2		
		保育内容（環境）		2		3		
		保育内容（表現）		2		3		
		音楽表現Ⅰ		1		1		
		音楽表現Ⅱ			1	1		
		造形表現Ⅰ		1		1		
造形表現Ⅱ		1	1					
法定最低修得単位数 16単位				必修科目を含む16単位以上				

< 備考 >

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。（卒業要件の必修とは異なる）
2. 領域及び保育内容の指導法に関する科目は、領域に関する専門的事項の本学で開講する必修科目を含む3科目6単位以上及び保育内容の指導法の本学で開講する必修科目を含む14単位以上を修得しなければならない。
3. 領域及び保育内容の指導法に関する科目のうち、法定最低修得単位数16単位を超えて履修した科目については、「大学が独自に設定する科目」の単位に算入される。

別表第2 (第33条関係)

別表第2-1-8 大学が独自に設定する科目：小学校・幼稚園教諭一種
(教育学部 教育学科)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目区分等			
科目区分	単位		授業科目	単位		履修方法
	小	幼		必修	選択	
大学が独自に設定する科目		14	子ども英語		2	2
			国際子ども支援学		2	3
			生活健康論		2	3
			食育指導論		2	3
			食育実践論		2	3
			子どもとメディア		2	3
			児童国語		2	1
			児童算数		2	2
			児童生活		2	2
			子ども音楽		2	2
			子どもスポーツ		2	2

< 備 考 >

1. 小学校教諭の大学が独自に設定する科目については、開設せず、法定最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」と「教育の基礎的理解に関する科目等」をあわせて2単位以上を修得しなければならない。
2. 幼稚園教諭の大学が独自に設定する科目については、本学で開講する選択科目11科目22単位及び、法定最低修得単位数を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」と「教育の基礎的理解に関する科目等」をあわせて14単位以上を修得しなければならない。

別表第2 (第33条関係)

別表第2-1-9 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目(教育学部教育学科)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等				
科目	単位	授業科目	単位		配当年次	履修方法
			必修	選択		
日本国憲法	2	日本国憲法	2		1・2・3・4	
体育	2	健康スポーツ	2		1	
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションA	1		1・2・3・4	
		英語コミュニケーションB	1		1・2・3・4	
数理、データ活用及び 人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	2	情報機器の操作Ⅰ	1		1	
		情報機器の操作Ⅱ	1		1	
法定最低修得単位数 8単位		必修科目8単位				

< 備 考 >

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる)
2. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目については、本学で開講する必修科目8単位を修得しなければならない。

別表第2 (第33条関係)

別表第2-2-1 教育の基礎的理解に関する科目等(看護学部看護学科)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目区分等				
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	授業科目	単位		配当年次	履修方法
				必修	選択		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原理(養栄)	2		1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論	2		1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育制度論(養栄)	2		1	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学(養栄)	2		2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育(養栄)	1		2	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論(養栄)	2		1	
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	道徳・特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		2	
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育の方法と技術(養栄)	2		3	
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導	2		3	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談(養栄)	2		2	
教育実践に関する科目	養護実習	5	養護実習	5		4	事前事後指導1単位含む
	教職実践演習	2	教職実践演習(養護教諭)	2		4	
法定最低修得単位数 21単位			必修科目を含む26単位以上				

< 備 考 >

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる)
2. 教育の基礎的理解に関する科目等については、本学で開講する必修科目26単位を修得しなければならない。法定最低修得単位数を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目に算入される。
3. 教育の基礎的理解に関する科目等の修得単位は、卒業認定の単位には加算されない。
4. 大学が独自に設定する科目は開設せず、法定最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて7単位以上を修得する。

別表第2 (第33条関係)

別表第2-2-2 養護に関する科目(看護学部看護学科)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目区分等				
科目	科目区分	単位	授業科目	単位		配当年次	履修方法
				必修	選択		
養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学 (予防医学を含む)	4	公衆衛生学 保健統計学 疫学	1 2 2		3 2 2	
	学校保健	2	学校保健	2		2	
	養護概説	2	養護概論	2		2	
	健康相談活動の理論及び方法	2	健康相談	2		3	
	栄養学(食品学を含む。)	2	栄養学	2		2	
	解剖学及び生理学	2	解剖生理学Ⅰ 解剖生理学Ⅱ	2 2		1 1	
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	病原微生物学 臨床薬理学	2 2		1 2	
	精神保健	2	精神看護対象論	2		2	
	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	10	看護学概論 早期体験実習 小児看護対象論 母性看護対象論 地域・在宅看護学概論 救命救急学演習	2 2 2 2 2 1		1 1 2 2 2 3	
法定最低修得単位数 28単位			必修科目34単位				

< 備考 >

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる)
2. 養護に関する科目については、本学で開講する必修科目18科目34単位を修得しなければならない。法定最低修得単位数を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目に算入される。

別表第2 (第33条関係)

別表第2-2-3 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目(看護学部看護学科)

教育職員免許法施行規則に定める科目及び単位		本学で開講している科目区分等				
科目	単位	授業科目	単位		配当年次	履修方法
			必修	選択		
日本国憲法	2	日本国憲法	2		1・2・3・4	
体育	2	健康スポーツ実習A	1		1・2・3・4	
		健康スポーツ実習B	1		1・2・3・4	
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションA	1		1・2・3・4	
		英語コミュニケーションB	1		1・2・3・4	
数理、データ活用及び 人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	2	情報機器の操作Ⅰ	1		1	
		情報機器の操作Ⅱ	1		1	
法定最低修得単位数 8単位		必修科目8単位				

< 備考 >

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる)
2. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目については、本学で開講する必修科目8単位を修得しなければならない。

